

宜野湾市農水産事業者物価高騰対策助成金

【申請要項】

【目的】

原油価格及び物価高騰による影響を受けている市内農水産事業者に対し、物価高騰等の影響を緩和するため、予算の範囲内において宜野湾市農水産事業者物価高騰対策助成金（以下「助成金」）を交付します。

【交付対象者】

次に掲げる要件を満たす、農業事業者及び水産事業者（以下「事業者」とします。）

- ①令和5年7月1日時点かつ申請日時点において、本市に住所を有する事業者
- ②事業を継続する意思のある事業者
- ③令和5年の農業又は漁業若しくは水産養殖業による収入が年額15万円以上ある事業者（出荷証明、水揚げ証明、確定申告書の写しなどで確認。）

※③について、要件を満たせない特段の事情がある場合はお申し出ください。

【交付額】

助成金の交付は、1事業者あたり1回限りとし、一律3万円となります。

※複数の種類の農業や漁業若しくは水産養殖業を営んでいる場合でも、一律3万円となります。

【申請書類受付期間】

令和6年2月1日（木）から令和6年3月29日（金）~~令和6年5月31日（金）~~まで
※郵送での受付は、当日消印有効とします。 （受付期間を延長しました。）

【申請に必要な書類】

次の①から⑥までの書類を提出してください。必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求められることがあります。なお、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

- ①宜野湾市農水産事業者物価高騰対策助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③令和5年分の事業収入が分かる書類
- ④申請者の本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等の写し）

- ⑤申請者本人名義の振込先口座通帳の写し
(金融機関情報、口座名義及び口座番号が確認できるもの)
- ⑥その他市長が必要と認める書類

【申請書等の入手方法】

申請に必要な書類の①および②の様式については、宜野湾市のホームページからダウンロードおよび印刷してご使用ください。

○様式の掲載場所

宜野湾市ホームページ・トップ画面 → 組織一覧 → 市民経済部 → 産業政策課 → 「宜野湾市農水産事業者物価高騰対策助成金のご案内」

※インターネットおよび印刷環境がない方は、下記の場所でも入手いただけます。

- 宜野湾市産業政策課（宜野湾市役所別館2F）
- JA おきなわ宜野湾支店市内各店舗
- 浦添宜野湾漁業協同組合（牧港漁港敷地内）

【申請方法】

窓口提出と郵送による申請とします。

(申請書類送付先)

〒901-2710 宜野湾市野嵩一丁目1番1号
宜野湾市 市民経済部 産業政策課 あて

※郵送の際は封筒に切手を貼付し、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※申請内容の確認のため電話にてご連絡する場合がありますので、申請書には必ず連絡先(電話番号)の記入をお願いします。

【交付方法】

申請内容の審査および交付決定後、指定された口座への振込により交付します。なお、交付決定通知は口座への振込をもって代えさせていただきます。

申請に必要な書類の受理後（不備がある場合は不備の補完後）、振込までに3週間程度要しますのでご了承ください。

申請内容が要件に合致しないと認めるとき（不備がある場合は、補完を求めてから30日を経過しても不備が補完されないとき）は不支給決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知します。

【その他】

本助成金の交付事務を円滑かつ確実にを行うため、市は必要に応じて必要な検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。

助成金の交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、市は受給者に対して助成金返還請求書（様式第4号）により助成金の返還を請求する場合があります。

【申請に関するお問合せ先】

宜野湾市 産業政策課 農林水産係

電話：（代表）098-893-4411（内線 2832・2833・2834）

（直通）098-893-4464

※土日・祝日を除く 9：00～17：00（12:00～13:00 を除く）で対応

宜野湾市農水産事業者物価高騰対策助成金 Q&A

Q. 支援の目的は。

A. 原油価格及び物価高騰による影響を受けている市内農水産事業者に対し、物価高騰等の影響を緩和するため、予算の範囲内において宜野湾市農水産事業者物価高騰対策助成金を交付します。

Q. 市内在住で市外の農地で事業をしているが、対象となるか。

A. 居住地が市内であることを要件としているため、市外で農業を営んでいる方でも宜野湾市に住民登録がある方は対象となります。市外在住の方は宜野湾市で農業を営んでいても対象外となります。

Q. 事業収入はどのように確認するのか。

A. 出荷証明、水揚げ証明、確定申告書の写し等で確認します。なお、当該収入に農業・漁業以外の収入（給与収入等）を含めることはできません。

Q. 特段の事情により令和5年中の事業収入が15万円に満たなかった場合でも対象とならないのか。

A. 不測の事態により、令和5年中の収入が極端に少なかった等、特段の事情がある場合は、年間の事業収入が通常であれば15万円以上見込めていた資料や、当該事情を証明できる資料を提出することにより対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

Q. 申請はどのようにするのか。

A. 窓口提出（宜野湾市産業政策課）と郵送での申請とします。

Q. 申請から交付されるまでどの程度の期間を要するか。

A. 申請内容に不備がない場合は、市が申請書を受領してから概ね3週間程度で交付（口座へ振込）する予定です。